

臨時休業(学級閉鎖等)を行う場合の対応について

このたび、国や道の指導に基づき、臨時休業(学級閉鎖等)を行う場合の対応を、**2月8日(火)から**下記のとおり変更しますのでお知らせします。

<感染の可能性がある方(濃厚接触者)の要件>

- ◎ 陽性者がマスクをしていなかった場合
 - ・ 陽性者と同じクラスのマスクをしていない児童生徒、教職員
 - ・ 陽性者と同じテーブルで食事をした児童生徒、教職員
 - ・ 陽性者と特別仲の良いマスクをしていない児童生徒、教職員
 - ・ 陽性者と換気の悪い環境で長時間過ごした児童生徒、教職員
 - ・ その他(上記以外で陽性者と密に接触があった児童生徒、教職員)
- ◎ 陽性者がマスクをしていた場合
 - ・ 陽性者と長時間一緒にいたマスクをしていない児童生徒、教職員
 - ・ 陽性者と**同じテーブル**で食事をした児童生徒、教職員
 - ※ 従前の「同じクラス」から「同じテーブル」に変更。
 - ・ その他(上記以外で陽性者と密に接触があった児童生徒、教職員)

<臨時休業(学級閉鎖等)期間>

- ◎ **陽性が判明した日の翌日から5日間**
- ※ 従前の「陽性者との最終接触日の翌日から7日間」から変更。

- ◆ 臨時休業(学級閉鎖等)は、学校が、陽性となった児童生徒や教職員の校内での行動履歴などを調査した上で、教育委員会と協議を行い、臨時休業(学級閉鎖等)の実施や期間等を決定します。
- ◆ 臨時休業(学級閉鎖等)を行う場合、上記の要件に基づき、お子様が感染の可能性がある方(濃厚接触者)に該当するか、該当しないかについて、学校から保護者の皆様へお知らせします。
- ◆ お子様が感染の可能性がある方(濃厚接触者)に該当する場合は、きょうだいの登校は控えるとともに、お勤めの方は各事業所へご相談ください。
- ◆ お子様が感染の可能性がある方(濃厚接触者)に該当しない場合は、これまでどおり、ご家族の行動制限はありません。



保護者の皆様にお願ひです

- 同居家族に風邪症状がある場合、同居家族が感染の可能性がある方(濃厚接触者)に該当する場合、同居家族が検査を受けることになった場合は、お子様の登校を控えるようお願いいたします。
- お子様が陽性になった場合は、学校だけではなく、校外活動(少年団活動や塾など)で接触のあった方のご家庭にも連絡をお願いいたします。
- 臨時休業(学級閉鎖等)でご不明な点などがございましたら、**学校へ**問い合わせ願ひます。